

長井市建設工事条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事について、条件付き一般競争入札を実施するにあたり、法令その他別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付き一般競争入札の方法により請負契約を締結する建設工事は、1件の設計金額が250万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものとする。ただし、市長が災害復旧工事等の緊急を要する工事又は施工上特殊な専門技術を必要とする工事等特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(入札の公告)

第3条 市長は、条件付き一般競争入札を実施しようとするときは、長井市契約に関する規則（昭和51年長井市規則第6号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき長井市役所の掲示場に掲示することにより公告するとともに、当該公告の写しをインターネットを利用して閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告は、別紙1による例を標準とし行うものとする。

(予定価格の公表)

第4条 前条の規定により条件付き一般競争入札の実施を公告するときは、予定価格を公表するものとする。

(入札説明書の交付)

第5条 市長は、第3条の規定により公告した後、入札参加希望者から入札説明書の交付の申し出がなされた場合にはこれを交付するとともに、当該入札説明書の内容をインターネットを利用して閲覧に供するものとする。

2 前項の入札説明書は、次の各号に掲げる事項をすべて含むものとし、別紙2を標準とする。

- (1) 第3条の規定による公告の写し
- (2) 担当課及び係の名称並びに電話番号
- (3) 落札者の決定方法

(入札参加者の資格)

第6条 条件付き一般競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 規則第21条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿に登録されている者であること。
- (3) 長井市内に本店を有する者又は長井市内に支店を有し、当該支店において契約締結の権限を有する代理人を置く者であること。
- (4) 長井市建設工事請負業者選定要綱に基づき等級格付されている者で、同要綱第6条に規定する工事金額に応じた等級の者であること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可のうち、当該工事に対応する建設業の許可を受けている者であること。

- (6) 当該工事に適正に主任技術者、現場代理人、監理技術者等を配置できる者であること。
- (7) 長井市建設工事等指名停止要綱（以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (8) 入札参加資格確認申請書の提出の日から当該工事の工期までの間に、長井市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に該当しない者であること。
- (9) その他、当該工事ごとに定める条件を満たしている者であること。

（入札参加資格の確認申請書等の提出）

第7条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び必要書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- 2 申請書の受付期間は、原則として、公告の日を含め4日以上（長井市の休日を定める条例（平成3年条例第20号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）とする。

（入札参加資格の確認）

第8条 市長は、申請書を受理したときは、入札資格についてすみやかに審査し、その結果を条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第2号）により、当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に、提出期限の翌日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認められた申請者に対しては、その理由を付記し通知するものとする。

- 2 入札参加資格がないと認められた申請者は、前項の規定による確認結果を通知した日の翌日から起算して4日以内（市の休日を除く。）に、任意の書面により入札参加資格がない理由について説明を求めることができる。

- 3 市長は、前項の規定により説明を求められた場合は、説明要求を受理した日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に入札参加がないと認めた理由に係る説明書（様式第3号）により回答しなければならない。ただし、回答は、入札日の前日以前としなければならない。

（設計図書等の閲覧及び貸し出し）

第9条 市長は、申請者に対し、公告の日から入札日の前日までの期間中（市の休日を除く。）、当該工事に係る仕様書、図面及び設計書（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するとともに、当該工事に係る設計図書等を貸し出しするものとする。

（設計図書等に関する質問）

第10条 申請者は、設計図書等に関し質問があるときは、任意の書面による質問書を、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の質問書を受理したときは、申請者に条件付き一般競争入札についての質問に対する回答書（様式第4号）により回答するものとする。

- 3 質問の受付期限は公告の日から入札日の3日前（市の休日を除く。）までとし、回答は入札日の2日前（市の休日を除く。）までにするものとする。

（入札の執行）

第11条 入札執行者は、入札の執行に先立ち、入札参加者が第8条第1項の通知により入札に係る建設工事の入札参加資格が認められた者であること及び入札日現在において指名停止要綱による

指名停止の措置を受けていないことを確認するものとする。

- 2 入札執行者は、落札者を決定したときは、落札決定した旨を直ちに入札者全員に対して通知するものとする。

(要綱に定めのない事項)

- 第12条 この要綱に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じそのつど定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 第2条前段に規定する対象工事については、平成20年7月1日から同年9月30日までの期間、市長が別に選定した建設工事に限るものとする。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。